

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1 取組の推進に関する基本的考え方

東京都では、「東京農業振興プラン」（平成 13 年 12 月策定、令和 5 年 3 月最終改定）において、農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用を促進し、農業・農地の多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域社会の活性化等）を発揮したまちづくりを推進するとして、豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的な貢献、東京農業の特性を活かした産業力の強化を目指しているところである。

このような中、農業者の高齢化や地域の混住化等の進行により集落機能が低下し、地域の共同によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農地周りの農業用施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動について支援することにより、地域資源の適切な保全活動を推進する。農業・農地の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、これらの取組に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通達)に定める活動指針及び活動要件を基礎とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない場合は、活動項目から除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、該当する取組みを 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ただし、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。)第 19 条第 1 項に定める地域計画(以下「地域計画」という。)において、別記 1－4 の第 4 の 2 に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	100 配水操作
活動内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	101 安全施設の適正管理
活動内容	水路の転落防止策等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	102 配水操作
活動内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	103 安全施設の適正管理
活動内容	ため池の転落防止策等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路・農道・ため池
活動項目	104 異常気象時の施設操作
活動内容	異常気象時に施設の操作を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地・水路・農道・ため池
活動項目	105 除排雪、融雪剤の散布
活動内容	融雪による施設の法面等の浸食防止や施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤散布をすること。
活動要件	－

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動
特になし

- ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）
東京都の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

東京都の農地維持支払交付金の交付単価については、次に示す交付単価とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、次に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの
- ② 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地で、次に定めるもの
 - ア. 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農用地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られる農用地
 - ウ. 法律に基づき指定された保全が図られている農用地
 - エ. 前アの農用地と一体的な取組をすることが必要と認められる農用地
 - オ. 都市計画法第7条により区域区分された市街化調整区域において、多面的機能の発揮の促進の観点から適正な保全管理が図られる農用地

(4) その他必要な事項

特になし

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

- ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2第3の2の活動指針及び活動要件を基礎とする。
なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。
- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 施設の軽微な補修

事業計画に位置づけた農用地及び水路等の施設について必要な取組を毎年度実施する。
なお、研修については、活動期間中に1回以上実施する。
 - イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動については、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。
 - ウ. 多面的機能の増進を図る活動
 - ・地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動については、任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で毎年度実施する。
 - ・広報活動・農村関係人口の拡大は毎年度実施する。

ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第一の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動・農村関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	106 安全施設の補修等
活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設が破損や腐食した場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	107 安全施設の補修等
活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設が破損や腐食した場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	－

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃
活動内容	開水路、側溝等へゴミ等の異物の流入を防ぐため、蓋や柵の設置等の対策を行うこと。
活動要件	－

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

東京都の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

東京都の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、活動の年数により交付単価を設定する。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

東京都の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）については、次の表のとおりとする。なお、地方公共団体が交付する交付金については、都及び市町村の負担割合はそれぞれ２分の１ずつとする（各地区ごとに交付金を計算した結果、１円未満の端数が生じる場合は市町村分を切り捨てて、都分を切り上げる。）。

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから５年以内の地区	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
交付要件等を満たしている地区の	田	1,800 円	900 円

うち、活動の採択を受けてから 6 年を経過する地区	畑	1,080 円	540 円
	草地	180 円	90 円

なお、3（1）のウに定めのある「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない対象農用地は、別に知事の定めがある場合を除き、当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた額とする。

③ 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価

多面的機能の増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に 3 の（1）の②のウに定めのある多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1 取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に 3 の（1）の②のウに定めのある多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から 2 取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。

適用	地目	① 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の多面的機能の増進に向けた活動の 10 アール当たりの交付単価	② ①左記のうち国の助成
加算単価の要件を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから 5 年以内の地区	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
加算単価の要件を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから 6 年を経過する地区	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の算定対象は、資源向上活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、次に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの
- ② 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地で、次に定めるもの
 - ア. 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農用地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られる農用地
 - ウ. 法律に基づき指定された保全が図られている農用地
 - エ. 前アの農用地と一体的な取組をすることが必要と認められる農用地
 - オ. 都市計画法第 7 条により区域区分された市街化調整区域において、多面的機能の発揮の促進の観点から適正な保全管理が図られる農用地

（4）その他必要な事項

特になし

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記１－２第３の３の活動指針及び活動要件を基礎とする。

なお、工事１件あたり２００万円未満とし、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

また、都では、地域の合意により、水路法面の補修・更新等、用水施設の補修・更新等、排水施設の補修・更新等、農地に係る施設の補修・更新等を対象活動とする。

なお、上記活動については、対象組織が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができる。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	108 水路法面の補修
活動内容	・水路の機能・構造に支障をきたす浸食や崩落等の発生箇所における補修、及び未然防止のための補強等の対策をおこなうこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	109 水路法面の更新
活動内容	・水路の機能・構造に支障をきたす浸食や崩落等の発生箇所における補修、及び未然防止のための補強等の対策をおこなうこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	用水施設
活動項目	110 給水栓の補修
活動内容	・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	用水施設
活動項目	111 給水栓の更新等
活動内容	・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
施設区分	用水施設
活動項目	112 取水施設の補修
活動内容	・破損や老朽化等により機能に生じている取水施設の補修の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加

	活動区分	実践活動
	施設区分	用水施設
	活動項目	113 取水施設の更新等
	活動内容	・破損や老朽化等により機能に生じている取水施設の更新等の対策を行うこと。
	活動要件	－
区 分	活動区分	活動の追加
	施設区分	排水施設
	活動項目	114 暗渠排水の補修
	活動内容	・暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
	活動要件	－
	活動区分	活動の追加
区 分	施設区分	排水施設
	活動項目	115 暗渠排水の更新等
	活動内容	・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又はその附帯施設の更新等の対策を行うこと。 ・農地の生産機能維持のために必要な暗渠排水及びその附帯施設の設置による対策を行うこと。
	活動要件	－
	活動区分	活動の追加
	施設区分	農地に係る施設
区 分	活動項目	116 鳥獣害防護柵の補修
	活動内容	・鳥獣被害防止のための防護柵において、老朽化や破損により機能に支障が生じている場合、補修等の対策を行うこと。
	活動要件	－
	活動区分	活動の追加
	施設区分	農地に係る施設
区 分	活動項目	117 鳥獣害防護柵の更新
	活動内容	・鳥獣被害防止のための防護柵において、老朽化や破損により機能に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。
	活動要件	－
	活動区分	活動の追加
	施設区分	農地に係る施設

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙３）

東京都の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金の算定対象は、資源向上活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、次に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの

- ② 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地で、次に定めるもの
- ア. 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農用地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られる農用地
 - ウ. 法律に基づき指定された保全が図られている農用地
 - エ. 前アの農用地と一体的な取組をすることが必要と認められる農用地
 - オ. 都市計画法第 7 条により区域区分された市街化調整区域において、多面的機能の発揮の促進の観点から適正な保全管理が図られる農用地

(3) その他必要な事項

特になし

5. 広域協定の規模

東京都においては、下記のいずれかの指定地域を 50ha 以上有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。また、いずれかの指定地域において協定に参加する集落が 3 集落以上ある場合も広域活動組織を設立することができる。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- ④ 離島振興法（平成 27 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された離島振興対策実施地域
- ⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法（平成 31 年法律第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に定義する小笠原諸島のうち、住民が定住する父島及び母島

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業者団体等による取組の効果的な促進を図るため、東京都、区市町村、東京都土地改良事業団体連合会等により構成する連絡会を設置し、事業を適切に実施できるよう関係者との連携の下、情報共有など適宜定期的な打合せの開催等を行うこととする。

(2) 関係団体の役割分担

- ① 東京都
 - ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
 - ・東京都の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
 - ・活動に関する指導、助言
- ② 区市町村
 - ・管内の活動組織の事業計画を認定する。

- ・毎年度、対象組織の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施を確認する。
 - ・対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
 - ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ③ 東京都連絡会
- ・事業に係る情報共有など適宜打合せの開催等を行う。

(3) 区市町村等への推進交付金の交付の方法

区市町村等への推進交付金については、国から東京都に交付を受けた額のうち、区市町村推進事業の実施に必要な経費を東京都から管内区市町村に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

7. その他

活動記録と金銭出納簿について

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号）に規定された様式に加え、（参考 3）の活動記録と金銭出納簿についても使用可能とする。

【参考添付資料】

（参考 1）関係団体の役割分担表

（参考 2）実施体制図

（参考 3）活動記録と金銭出納簿

附則(平成 27 年 3 月 31 日付 26 産労農振第 2135 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和元年 7 月 22 日付 31 産労農振第 877 号)

この要綱は、令和元年 7 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 2 年 6 月 22 日付 2 産労農振第 804 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 3 年 7 月 19 日付 3 産労農振第 1043 号)

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 4 年 6 月 8 日付 4 産労農振第 701 号)

この要綱は、令和 4 年 6 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 5 年 6 月 16 日付 5 産労農振第 842 号)

この要綱は、令和 5 年 6 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 6 年 6 月 24 日付 6 産労農振第 890 号)

この要綱は、令和 6 年 6 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 7 年 7 月 24 日付 7 産労農振第 1204 号)

この要綱は、令和 7 年 7 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

< 参考 1 >

関係団体の役割分担表

事業内容		実施主体		備考
		東京都	関係市町村	
多面的機能支払交付金				
	1. 法基本方針の策定	○		
	2. 促進計画の策定		○	
	3. 第三者機関の設置、運営	○		
	4. 要綱基本方針の策定	○		
	5. (1) 事業計画の指導、審査		○	
	(2) 事業計画の認定		○	
	6. (1) 広域協定の指導、審査			該当なし
	(2) 広域協定の認定			該当なし
	7. (1) 実施状況確認		○	
	(2) 実施状況報告		○	
	8. 推進・指導			
	(1) 活動組織等への説明会	○	○	
	(2) 活動に関する指導、助言	○	○	
	(3) 推進に関する手引きの作成	○		
	(4) 活動を支援する組織への支援			該当なし
	9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	
	(2) 通知・交付	○	○	
	10. その他推進事業の実施に必要な事項			

< 参考 2 >

実施体制図

